

被扶養者証等の検認に伴う提出書類一覧表

○ 表中、年齢は「令和5年4月1日現在」とします。

○ **項目内に複数の書類が記載されている場合は、そのすべてが必要です。また、必要に応じて、この一覧表に示す以外の書類を求める場合があります。**

被扶養者の区分		提出書類		
		全員提出	令和4年中に所得があった場合	別居の場合
配偶者 (事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)		・令和4年分所得額証明書 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 所得額証明書は「令和5年度課税分(令和4年の収入が分かるもの)」を提出してください(下欄において同様) </div>	給与所得 引き続き所得がある者 収入が65万円未満のとき ・給与支払(収入金額)確認書(様式1) 収入が65万円以上のとき ・給与支払証明書(様式2)	別居の場合
			給与所得 離職し、雇用保険を受給している者 ・雇用保険受給者証(写)	
			給与所得 離職によって所得がない者 ・離職票(写)または離職証明書(写)等 ・雇用保険を受給しない旨の申立書	
			公的年金等 (遺族年金・障害年金を含む) ・直近の改定通知書(写)または支払通知書(写)	
			上記以外の所得 (事業所得、農業所得など) ・確定申告書(写) ・収支内訳書(写)または所得税青色申告決算書(写)	
			令和4年中に所得はないが令和5年から所得がある者 ・所得区分に応じた上記の書類	
子・孫・兄弟・姉妹	高校生以下の者			
	満18歳以上で、高等学校(定時制除く)、高等専門学校(1~3年)に在学・在籍の者	・在学(在籍)証明書		
	大学(大学院含む)、高等専門学校(4,5年)各種学校に在学・在籍の者	・令和4年分所得額証明書 ・在学(在籍)証明書	「配偶者」欄と同様の書類	
上記以外の者	・令和4年分所得額証明書 ・扶養申立書(様式3) ※病気療養中または障がいの状態にある者にあつては、医師の診断書等、その事実を証する書類をもって申立書に代えることができる。以下の区分において同様。	「配偶者」欄と同様の書類	・送金申立書(様式4) ・送金の事実を証する書類(通帳や現金書留の領収証の写し等)	
父母、祖父母	組合員の父母、祖父母	・被扶養者及びその配偶者の令和4年分所得額証明書 ・世帯全員の住民票(続柄表示のあるもの) ・扶養申立書(様式3) ※上記参照	「配偶者」欄と同様の書類	・送金申立書(様式4) ・送金の事実を証する書類(通帳や現金書留の領収証の写し等) ◆被扶養者と世帯を同じくする者があり、その者に所得があるとき ・その者の令和4年度分所得額証明書 ・扶養していない理由を記したその者の申立書(様式任意)
	配偶者の父母、祖父母			同居が認定条件
曾祖父母、曾孫、叔父叔母、甥姪		・令和4年分所得額証明書 ・世帯全員の住民票(続柄表示のあるもの) ・扶養申立書(様式3) ※上記参照	「配偶者」欄と同様の書類	同居が認定条件